

株式会社アヴェイル 一般事業主行動計画

<次世代育成支援対策推進法>

社員全体に対し働きやすい環境を提供することによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるように、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

2. 内容

目標：年次有給休暇の取得を促進する

- ・年次有給休暇を7日以上取得させる

3. 対策

労務管理担当者に計画内容を説明し、従業員に対して年次有給休暇を取得するよう周知する。有給管理台帳を活用し取得漏れが無いよう注意し、上手く取得できていない従業員については、労務管理担当者が声掛けを行なう。

4. 実施時期

令和2年4月1日より実施する。

以上。

株式会社アヴェイル 行動計画

＜女性活躍推進法＞

女性が営業職として活躍できる雇用環境の整備を行なう為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

2. 当社の課題

営業職に占める女性労働者の割合が令和2年2月時点で14.29%と低い。

3. 目標

- ① 営業職に占める女性労働者の割合を20%以上にする。
- ② 正社員（営業、事務、製造）の有給取得率をそれぞれ70%以上にする。

4. 取組内容と実施時期

令和2年4月～	目標を達成する為、 1) ポジティブアクションの公表・活動強化 2) 女性社員から見たブライト企業を目指す（昇格等の人事考課の緩和、産休育休取得促進の支援、有給休暇取得促進、等）
令和3年4月～	前年の採用実績を分析し、採用条件の緩和を検討。
令和4年4月～	前年の採用実績を分析し、採用条件の緩和を検討。
令和5年4月～	前年の採用実績を分析し、採用条件の緩和を検討。
令和6年4月～	前年の採用実績を分析し、採用条件の緩和を検討。

以上。

<お知らせ>

正社員転換の推進

<パートタイム・有期雇用労働法>

株式会社アヴェイル 代表取締役 後藤健司

今後、新たに正社員を募集する場合に、当社で働く派遣社員の皆さんの中で正社員への転換を希望する方には、同様の機会を与えることとします。

1. 対象者

派遣社員就業規則 第3条に規定する派遣社員

2. 採用職種

営業職・労務管理職・事務職

3. 実施方法

求人情報を出す場合に、あわせてその募集内容を事業所内でも掲示するほか、ホームページ・社内ポータルサイト・メール等によって周知することとします。

4. 選考方法

外部からの申し込みの有無にかかわらず、公正な選考を行います。

応募の条件は、各募集要項をご覧ください。

5. 応募窓口

正社員への転換を希望する方は、担当の派遣元責任者に連絡してください。

6. この制度は、令和6年6月1日から実施します。

以上。